

## 令和2年度第1回長野県契約審議会（書面審議）質疑・回答一覧表

※ 質疑日の時系列に関わらず類似の質問は上下に並べて記載しております。

### ○ いただいた質問

#### 1 審議事項 (1) 取組方針の変更 (案)

質疑日	委員	質疑内容	事務局回答
6月10日	堀越委員	取組番号16で調査基準価格の明記は了解しました。「研究する」とは、今後どのような展開になっていくのでしょうか。	<p>低入札価格調査制度が適正な制度となるよう、常に国や他県の動向を注視し、入札状況の検証や業界との意見交換を行い、設定した調査基準価格や失格基準価格の算定方法などが適正であるか引き続き研究を進めてまいります。</p> <p>「研究する」とは、現行の制度が社会情勢を踏まえて適正であるか判断をしたり、より良い制度とするために繰返し改良を重ねていくことと考えております。</p>
6月12日	西村委員	<p>取組番号16</p> <p>以前は失格基準価格と調査基準価格を同じに設定していたのを、別々に算定することにしたとありますが、この2つの価格を提示する役割の違いを説明してください。役割の違いにあまり差がなければ、別々に算定する意味がないように思えました。</p>	<p>以前は、調査基準価格と失格基準価格を同額とし、これを下回ったものは調査を省略して失格としていました。</p> <p>調査基準価格と失格基準価格を同額に設定することは、最低制限価格制度と同義であることから、最低制限価格制度を設定できない総合評価落札方式の調査基準価格と失格基準価格については適切な幅を設けるよう総務省及び国土交通省から通知がありました。これを受けて建設工事の総合評価落札方式では調査基準価格と失格基準価格に幅を設けることとしました。</p> <p>低入札価格調査制度における調査基準価格とは、調査基準価格に満たない入札を行ったものに対して適正な履行ができるか調査を実施する基準となる価格で、失格基準価格とは、その価格を下回ったものは調査を実施することなく失格にする基準となる価格です。</p> <p>調査基準価格と失格基準価格は、それぞれ意味が違いますので調査基準価格を併記することとしました。</p>
6月11日	野本委員	<p>資料1-2 取組番号87</p> <p>個人住民税特別徴収加点廃止に代わる加点項目は何か候補として考えていますか。</p>	<p>特別徴収を徹底するための取り組みのインセンティブとして加点を行っていたものですが、平成30年度から全県一斉に原則的に全ての事業主が特別徴収を行う取り組みが始まったことで役割を終えたことにより加点を廃止したものです。今後も県の施策に沿った企業の様々な活動や取り組みを評価する新たな加点項目を検討してまいります。</p>
6月11日	奥原委員	変更の経緯を残していただけるようお願いします。	審議会資料1-2の表を本文とは別途ホームページに掲載します。

# 1 審議事項 (2) 令和元・2年度入札参加資格の付与期間の延長

質疑日	委員	質疑内容	事務局回答
6月3日	柳澤委員	資料2-1、4頁の「再審査を行う理由」で、「より上位の等級に区分される筈の事業者に、不利益が発生する可能性も考えられるため。」としていますが、どうしてそういうことになるのかわかりません。もう少し説明して頂けますか。	延長せずに通常のタイミングで定期申請を行った場合、事業者によっては直近の経営状況等を反映した申請内容となることにより、現在の等級区分からより上位の等級区分への移行が見込まれる場合があります。上位の等級区分に移行すると、より規模の大きな入札への参加が可能となり、高額な受注の機会が発生します。 資格を1年延長したことにより現在の等級区分に留まった場合と比べると、機会損失が発生しているとも言えるため、このことをもって「不利益が発生する可能性」と表現しております。
6月5日	渡辺委員	① 延長措置についてご確認ですが、1年延長後は再び一単位2年間という認識でよろしいでしょうか。 ② 資料2-1の4、現行と変更後のスケジュールですが、令和2年4月～令和3年5月までのスケジュールがそのまま令和3年6月以降へシフトするということでしょうか。その場合、令和2年9月の審議会は無しということになりますか。 ③ 再審査は、希望する者に対して随時行われるということですか。	① 今回は、現行の入札参加資格を1年間延長することについて、お諮りしております。次回以降は、基本的には現行の制度に戻ることとなります。 ② 資格を1年延長した場合、令和2年9月の審議会では入札参加資格を審議いただく必要がなくなります。しかし、他の事項を審議いただくため、審議会自体は開催を予定しております。 ③ 現行の建設工事等における中間審査は一定の申請期間を設けて行っていることや、事業者が申請する際の準備期間を考慮し、再審査は随時ではなく、事前に周知した上で一定の申請期間を設け実施する予定です。
6月12日	吉野委員	① 4 現行と変更後のスケジュールについて スケジュールについては、現行スケジュールはすべて無しにして、変更後スケジュールに置き換えると考えて差し支えないでしょうか。 ② 5 延長に伴う対応について 再審査は今回延長した3年の期間中の2年経過時に希望する者に対して実施すると解してよいでしょうか。	① そのようにお考えいただきたいと存じます。 ② そのように解していただきたいと存じます。
6月10日	堀越委員	① 内容等は了解しました。この取り扱いは、今回限りの1年延長となるのでしょうか。 ② 1年延長に関しての規定等の整備は必要ですか。 ③ 従来から行われている「中間審査」の希望者は、どのくらいの割合でしたでしょうか。参考までに教えてください。 ④ 資料2-3の新客観点数の考え方の(2)に県の施策と合致するとあります。現在県では長野県SDGs推進登録制度を設けていますが、登録企業に対しての評価点加点は検討しているのでしょうか？	① 今回は、現行の入札参加資格を1年間延長することについて、お諮りしております。次回以降は、基本的には現行の制度に戻ることとなります。 ② 各資格の定め、取扱要領において2年に1回の定期審査を定めていることから、延長を認めていただいた場合、それらの改正に着手してまいります。 ③ 建設工事等における直近の令和2年中間審査では、111者(工事95者、コンサル16者)の資格付与を行いました。資格者全体に占める比率は、約4.6%となっております。 ④ 次回参加資格に向け、加点を検討する項目の一つとして考えております。
6月11日	野本委員	① 標題に記載の3件の「入札参加資格」は県が行っているものを網羅していますか(この3件以外に延長を検討すべき入札参加資格はないでしょうか)。 ② 期間延長に伴い、延長された期間中に免許、認可等の有効期限が到来する場合、更新の確認はどのように行いますか。	① 期間を定めて「入札参加資格」として制度化しているものはこの3つであり、他に延長を検討すべきものはございません。 ② 各種許認可等については、定期申請の審査において申請時点で有効なものであることを確認しております。また再審査を行う事業者については、その時点において有効なものであることを確認します。
6月10日	湯本委員	① 国及び他県での動向、及び国資格者との整合性をどのようにお考えか。 ② 参加資格者が今回のコロナ関連で税金等が未納となった場合はどのようにするか。(猶予申請は可とするのか。) ※入札ごとに納税証明を確認していることは承知しております。	① 入札参加資格は、国及び各自治体がそれぞれ独自に定めています。(長野県の参加資格を有していても、国や他の自治体の同種の入札には参加できません。) 今回の検討に当たり国及び他の都道府県の状況を確認したところ、今のところ本県と同様の動向はほとんど見られませんが、茨城県の「物品調達等入札参加資格」(本県における製造の請負等3契約に該当)においては、令和2年9月30日までの有効期間を令和3年9月30日に1年間延長することを確認しています。 ② 申請者が新型コロナウイルス感染症に係る猶予制度の適用を受けている場合は、未納とは取り扱わないこととしております。

質疑日	委員	質疑内容	事務局回答
6月11日	奥原委員	<p>① 期間の延長について、事業者から要望はありますか。あれば概要を教えてください。</p> <p>② 期間について、長野県と他県との関係性、長野県と国との関係性がありますか。あるようでしたらお示しいただけますか。</p> <p>③ 資料2-1 3延長が必要な理由  (1) 「三つの資格を一律に延長したい理由」の1つ目の・各資格の加点内容の整合とは、どのようなものでしょうか。</p> <p>(2) 「三つの資格を一律に延長したい理由」の2つ目の・各資格を重複して申請する事業者の負担軽減が挙げられています。  重複するパターンと事業者数もしくは割合が分かれば示し下さいますと意義が分かりやすいかと思えます。</p> <p>(3) 資料説明文の1点目  この5月末頃までは、県内事業者も各事務手続きを窓口申請ではなく郵送などで行っていました。1点目は、主に県外事業者の入札資格付与申請を有利にしたい主旨でしょうか。</p> <p>④ 資料2-1 5延長に伴う対応について  建設工事等に係る資格申請者は2年ごと。他の資格申請者も入札参加資格付与申請を考慮して、他の一連の各種申請や届出（建設業変更届、経営事項審査等）を行っており、資格付与点数により入札できる工事範囲にも影響があり、延長により資格付与申請者の利益が異なります。</p> <p>⑤ 「中間審査」は通常申請と同様の申請となり事業者負担です。県の事務手続きも煩雑になりご苦労かと思いますが、申請事業者が公平公正に入札業務を出来るよう、慎重に延長を決定する必要があると思えます。  延長決定より先に申請者の意見を汲み、延長がよろしければ十分な余裕をもって、わかりやすく説明及び周知をお願いします。  更に、次回以降の申請についての見通しについてもお考えがあればお示しをお願いします。</p> <p>⑥ 資料2-3  工事金額と資格総合点数とのルールがあれば教えてください。</p>	<p>① 今のところ、事業者から要望はありません。</p> <p>② 入札参加資格は、国及び各自治体がそれぞれ独自に定めています。（長野県の参加資格を有していても、国や他の自治体の同種の入札には参加できません。）</p> <p>③  (1) 加点項目のうち県の施策に積極的に取り組む事業者を評価する部分において、いずれの資格においても評価されるべき項目が、資格を付与した時機に差異があると、ある資格では加点対象であるが別の資格では加点対象となっていない、という状態が起こりえます。このような事態を避けることができると考えられます。  (2) 重複は主に森林整備業務と建設工事等の中で発生しており、森林整備業務のうち約65%が建設工事等の資格者です。（建設工事等のうち森林整備業務の資格者は約6%。）製造の請負等3契約と建設工事等では、僅かですが重複する資格者はおります。</p> <p>(3) 資格を申請する事業者の事務負担の軽減や、感染拡大に繋がりにくい社会的な活動を発生させないため、延長をお諮りしております。これは県内・県外問わず、事業者のために必要な対応だと考えております。</p> <p>④ 資格を1年延長すると、事業者は現行の等級区分が継続することとなります。ただし、直近の経営状況の改善等により等級区分の上昇が見込まれる場合は、再審査を受けていただくことにより、新たな等級区分となります。  このため、事業者に不利益が発生することはないと考えています。</p> <p>⑤ 建設工事等においては、1年間は現在の付与点数となります。また、経営事項審査等での総合点数増により希望する事業者は、中間審査を行うことができるので、入札業務への支障はなく、事業者の負担となるとは考えておりません。  延長周知については、業界団体の意見を踏まえ、長野県HP等で早めにお知らせします。次回以降は、基本的に現行の制度に戻ることとなります。</p> <p>⑥ 前回の区分割合と同等となるよう、割合に応じて資格総合点数の格付けを定めております。</p>

# 1 審議事項 (3) 建設工事の総合評価落札方式における加点項目の新設

質疑日	委員	質疑内容	事務局回答
6月5日	小澤委員	基本的に建設業のICT促進を促す政策的意味合いを総合評価に入れていただき好ましい変更と思います。 ここでのICT技術とは具体的にどのようなものを教えていただければと存じます。	<p>長野県では建設工事のうち、生産性向上の効果が見込まれる土工事、舗装工事、法面工事を中心にICT技術の活用推進を目的として実施方針を策定しています。 この実施方針のなかで工事の施工プロセスの各段階において、次の「ICT技術の活用（実施）」を求めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 3次元起工測量</li> <li>(2) 3次元設計データ作成</li> <li>(3) ICT建設機械による施工</li> <li>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</li> <li>(5) 3次元データの納品</li> </ol> <p>盛土などを行う土工事を参考例にお示ししますと、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ドローン等による写真測量により、短時間で面的（高密度）な3次元測量データ（地形データ）を作成</li> <li>(2) 3次元測量データ（地形データ）と設計図面の差から、切土量、盛土量を自動で算出する3次元設計データを作成</li> <li>(3) 3次元設計データ等により、ICT建設機械（自動制御又は操作誘導する建設機械）による施工</li> <li>(4) ドローンやレーザースキャナ等による出来形の計測</li> <li>(5) 施工数量などの算出に用いた3次元設計・計測データを納品</li> </ol> <p>なお、安全性の向上、作業時間や人員削減に明らかな効果があるものについては、上記の一部を実施した場合においても実績として認めることとしています。</p>
6月5日	渡辺委員	<ol style="list-style-type: none"> <li>① ICT活用事例が31件確認されているとのこと。概略で結構ですが、具体的にどのような工種においてどのように活用されているのか、お示しいただければと思います。</li> <li>② ICT活用の実績があると判断される客観的な判断基準についてお示しください。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 上記回答（小澤委員質問回答）にお示しました土工事、舗装工事、法面工事を中心に活用されています。各工事の件数は、下記のとおりです。 土工事22件、舗装工事4件、法面工事5件</li> <li>② 上記回答（小澤委員質問回答）にお示した施工プロセスの各段階におけるICT技術の活用実績は「各種仕様書」「技術基準」等に基づき実施されたものであることが必要となります。  具体的には「(3) ICT建設機械による施工」に関しては「ICT活用工事（土工）施工者希望型仕様書」において、実施方法を下記のとおり明示しています。  『3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、ICT建設機械により施工を実施する。バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分に基づき制御データを作成し、バケットを自動制御する3次元マシンコントロール技術、又はバックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ICT建設機械による施工用データとの差分を表示し、バケットを誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・砂防・道路土工の掘削、法面整形を実施する。』</li> </ol>
6月12日	吉野委員	加点評価の対象となる「ICT活用工事」とは、具体的にはどのような工事となりますか。	長野県が策定した実施方針のなかで工事の施工プロセスの各段階において、「ICT技術の活用（実施）」を求めており、これらの活用実績が確認できたものが加点対象となります。（詳細は、小澤委員質問回答）
6月11日	奥原委員	国の試行方針では、費用の負担について受注者希望型は試行に係る費用の全額を受注者負担としています。県のお考えがあれば教えてください。	活用工事の実施に伴う増加費用については、積算基準及びICT活用工事に係る積算要領（国に準拠したもの）により、計上することができることとしています。
6月12日	西村委員	加点評価対象の内容については異論ありません。 以前も、「加点項目の新設をする際には、既存の加点項目の中で廃止できるものはないかを同時に考える必要がある」と発言した記憶がありますが、今回については廃止できる項目の検討はされているのでしょうか。	今回、加点評価を廃止する項目はございませんが、前回審議会において意見をいただきましたとおり、施策の推進を目的とした加点評価については、一定の成果や効果が確認された段階で加点評価を廃止していくこととしております。

## 2 報告事項 (1) 会計局調査（公正入札調査委員会）の結果

質疑日	委員	質疑内容	事務局回答
6月5日	渡辺委員	令和元年度、2年度に2件の調査案件は、もちろん「談合しているのではない？」という情報を得た上で調査が行われたと思います。 そういった情報の出どころはどんなところでしょうか？例えば、同業者であるとか、取引業者であるといったレベルで結構です。	談合情報の情報提供者は2件とも同業者です。
6月11日	野本委員	① 談合の調査方法に実施基準のようなものはありますか。  ② 過去にこの調査で談合の事実が認定された実績はありますか。 ③ 調査結果の「入札談合を疑うに足りる事実を確認できなかった」の意味は「嫌疑不十分」ということでしょうか、「談合の疑いを示唆する事象について、談合でない判断するに足りる合理的な説明がついた」ということでしょうか。	① 談合調査は、長野県談合情報対応要領に基づいて行っております。 初めに談合情報の対象となる発注機関は、以下の調査を実施します。 (1)入札経過書及び応札率分布表 (2)客観的な証拠 (3)発注機関に提出された入札時提出書類 (4)過去の不正に行われていないとされる同種の事業の入札結果と今回の入札結果 (5)入札談合に関与したとされる入札者の過去の入札結果と今回の入札結果 (6)談合情報の内容と今回の入札結果 (7)情報提供者への聴取 (8)入札談合等関与行為との関連 (9)その他発注機関が必要と認める項目  上記の調査・分析結果から、発注機関がさらなる調査が必要と判断した場合には、会計局が調査を行います。 会計局調査は、以下のとおりです。 (1)発注機関の調査結果の分析 (2)発注機関職員への聴取 (3)発注機関と共同で行う入札参加者への聴取 (4)その他会計局長が必要とする項目 ② 過去に会計局調査で談合の事実が認定された実績はありません。 ③ 会計局調査は強制的な権力を有しておらず、聴取対象者の同意を得たうえで任意で聞き取りを行うものであり、入札談合の認定までは行いません。 今回の調査においては、具体的に談合を疑う事項の回答はありませんでした。 この調査結果や入札状況の分析結果をもとに、公正入札調査委員会で審議し、意図的な入札談合やそれに関与する行為を疑うに足りる事実を確認できなかったことから、総合的な調査結果として、「入札談合又は入札談合等関与行為を疑うに足りる事実を確認できなかった」となりました。 仮に入札談合やそれに関与する行為を疑うに足りる事実を確認した場合には、長野県談合情報対応要領により、公正取引委員会及び長野県警察本部へ通報します。
6月12日	西村委員	資料説明文8ページ資料4の冒頭2行目に「当該調査は平成29年度以降ありませんので、」とあります。 しかし、3項目目に「当該調査は、令和元年度に・・・」とあります。 それぞれ「調査」と呼ばれている内容の違いはなんでしょうか。	資料4の冒頭2行目に「当該調査は平成29年度以降ありませんので、」と記載してありますが、これは平成29年度から今回までの間になかったということです。

### その他

質疑日	委員	質疑内容	事務局回答
6月10日	湯本委員	新聞紙面に市町村のくじ引きが多発している記事がありましたが、何か対策はありますか。	県では総合評価落札方式によりくじ引き減少効果が認められるため、市町村への総合評価落札方式の導入を含めくじ引き減少に向けた対応を支援していきます。

## ○ いただいた意見

### 1 審議事項 (2) 令和元・2年度入札参加資格の付与期間の延長

質疑日	委員	質疑内容	事務局回答
6月5日	小澤委員	コロナ禍においてやむを得ない対応であり、適当なご対応であると思います。更新の際により上位の等級に区分されるはずの事業者が不利益を被ることが懸念されるのですが、これについても適格なご対応を講じていただいていることから適当と判断します。	
6月10日	湯本委員	① 労働者への賃金へしわ寄せがいつてしまうことにならないよう措置してほしいです。 ② 実態を完全に把握しているわけではないが、コロナ関連で今後、賃金の未払い発注の差し止めなどについて、県として把握し適切な指導を行うことが重要と考えます。	① 引き続き低入札価格調査を徹底し適正な価格で契約され、労働者へしわ寄せがいかないよう努めてまいります。 ② コロナ関連で発注の差し止めはしておりません。また、県として広く情報収集やそれらを踏まえた対応に努めてまいります。

### 2 報告事項 (2) 長野県契約審議会第2期の審議実績

質疑日	委員	質疑内容	事務局回答
6月11日	奥原委員	① 多岐にわたり審議させて頂き、県の入札制度がより良くなることに貢献させて頂いて居れば幸いです。 ② 新たな入札方式の試行、低入札価格調査の実施、失格基準の見直し等制度そのものについての成果と共に、県民及び事業に係る従事者の暮らしや収入が安定し、持続可能な体制をより良いものにすることが重要であると思っております。 ③ 本審議会は、県発注の契約に関する審議会です。県所有の財産について管理や業務を委託しているものや、学校長や施設長発注の入札に関しても県の入札制度が適用されるべきですので、継続して審議頂くようお願いいたします。	② 取組方針に掲げております「持続可能で活力ある社会の実現」に向け、入札制度の改善に取り組んでまいります。 ③ 適正な入札制度となるよう継続して検討してまいります。

## その他

質疑日	委員	質疑内容	事務局回答
6月11日	奥原委員	① 昨年9月の契約審議会において、県より提案があった「技能労働者の処遇改善に向けた取組み」（標準見積書の周知等4点の取組み）、それらの取組みが技能労働者の処遇改善につながっているかどうかを確かめるための労務費モニタリング調査の実施についての進捗状況など、技能労働者の実態を具体的に把握し改善する取り組みを成果が実感できるよう喫緊に行うようお願い致します。 ② 非常事態により建設業変更届、経営事項審査などを郵送申請として受け付けて下さり、県のご対応ありがとうございました。申請者は窓口まで伺わずに申請できる一方で、提出書類とは別に多岐にわたる提示書類の写しの添付など負担もありました。これを機に提出義務書類を見直していただき、簡素化を早急に進めて頂ければ幸いです。	① 現状は、標準見積書及び建設キャリアアップシステム活用促進の普及に取り組んでいます。次期入札参加資格審査の新客観加点項目として建設キャリアアップシステムを追加する予定であり、更に制度が浸透するものと考えております。労務費モニタリング調査については、受注者の過度な事務負担とならないような調査内容及び調査体制を検討してまいります。 ② 法定事項であり厳格に審査するものですが、ご意見を踏まえ簡素化できる部分は検討してまいります。

## 令和2年度第1回長野県契約審議会（書面審議）質疑・回答一覧表（2回目）

### ○ いただいた意見

#### 1 審議事項 (2) 令和元・2年度入札参加資格の付与期間の延長

質疑日	委員	質疑内容	事務局回答
6月25日	奥原委員	入札参加資格付与期間を延長される場合は、市町村などの関係される方への周知をわかりやすく適確に行って頂けますようお願い致します。	長野県HP等により、関係される皆様にわかりやすく早めに周知してまいります。

#### 1 審議事項 (3) 建設工事の総合評価落札方式における加点項目の新設

質疑日	委員	質疑内容	事務局回答
6月24日	湯本委員	建設工事における総合評価落札方式への加点項目に、昨年度第1回審議会の資料4の同地域貢献等簡易型の試行について、今般の新型コロナの影響を加味し地域経済活性化に向け、「②地域貢献度」に部品等を含め県内製造業を活用された場合には加点とすることはできませんか。 ※ 県産品の活用促進に向けた取組みが重要と考えます。	建設工事の県産品活用促進については、土木工事共通仕様書等において県内産資材の優先使用を図っており、土木工事においては県内産資材を使用することは既に一般的になっておりますので、総合評価の加点項目としては考えておりません。